

○岡山県警察地域警察運営規程

(平成 5 年 3 月 12 日警察訓令第 7 号)

<b>改正</b>	平成 6 年 12 月 7 日警察訓令第 21 号	平成 10 年 1 月 27 日警察訓令第 3 号
	平成 12 年 3 月 21 日警察訓令第 14 号	平成 13 年 3 月 12 日警察訓令第 8 号
	平成 13 年 7 月 2 日警察訓令第 19 号	平成 13 年 11 月 20 日警察訓令第 34 号
	平成 17 年 3 月 8 日警察訓令第 12 号	平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号
	平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号	平成 21 年 3 月 23 日警察訓令第 10 号
	平成 22 年 7 月 9 日警察訓令第 18 号	平成 23 年 3 月 9 日警察訓令第 7 号
	平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号	平成 25 年 9 月 30 日警察訓令第 25 号
	平成 25 年 12 月 12 日警察訓令第 33 号	令和 2 年 6 月 15 日警察訓令第 20 号
	令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号	令和 4 年 3 月 28 日警察訓令第 20 号
	令和 4 年 9 月 27 日警察訓令第 33 号	令和 4 年 12 月 20 日警察訓令第 50 号
	令和 5 年 3 月 7 日警察訓令第 15 号	令和 5 年 12 月 7 日警察訓令第 62 号

地域警察運営規程を次のように定める。

岡山県警察地域警察運営規程

外勤警察運営規程(平成元年岡山県警察訓令第 30 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)
- 第 2 章 運営及び勤務の基準(第 6 条―第 14 条)
- 第 3 章 指揮監督及び指導教養(第 15 条―第 19 条の 2)
- 第 4 章 地域警察運営(第 20 条―第 40 条)
- 第 5 章 施設等の表示(第 41 条・第 42 条)
- 第 6 章 補則(第 43 条・第 44 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域警察運営規則(昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。)の規定により、地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、規則に定めがあるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域警察勤務 規則第 5 条に規定する地域警察勤務及び署所在地勤務をいう。
- (2) 地域警察幹部 地域警察官のうち、巡査部長以上の階級にあるものをいう。

- (3) 活動単位 規則第5条第1項各号に規定する勤務種別のうち、個別の単位をいう。
- (4) 勤務例 活動単位ごとの勤務方法別の勤務時間の割振りをいう。
- (5) 所管区勤務員 交番、署所在地及び駐在所に配置された勤務員をいう。
- (6) 警ら区 所管区を分割して設けた警ら区域をいう。
- (7) 本署 所属の警察署をいう。

(初動的な措置の範囲等)

第3条 規則第3条第2項に規定する初動的な措置の範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 事件又は事故の現場における措置
    - ア 被害届の受理
    - イ 負傷者の救護及び身元の確認
    - ウ 立入禁止、保存線の設定等の現場保存
    - エ 現場及び現場周辺の検索による被疑者の発見及び検挙
    - オ 被害者、目撃者その他参考人の確保
    - カ 捜査資料の発見、収集及び保存
    - キ 現場の交通整理及び危険防止の措置
  - (2) 災害が発生し、又は発生するおそれのある現場における措置
    - ア 人命救助、避難誘導、警告等の措置
    - イ 現場の交通整理又は交通規制
    - ウ 被害の拡大防止のための応急措置
    - エ 盗難の予防警戒
  - (3) 現認した交通法令違反に係る現場における措置 交通切符、反則切符、点数切符等の作成及び告知、警告等の措置
- 2 犯罪に起因すると認められる災害の現場においては、前項第2号に掲げる措置とともに、次に掲げる初動的な措置を執るものとする。
- (1) 現場保存及び必要資料の収集
  - (2) 第一発見者、通報者その他参考人の確保
  - (3) 出火場所又は出火原因の捜査等応急活動
- 3 地域警察官は、第1項及び前項に掲げる初動的な措置のほか、事案の現場において次に掲げる措置を執るものとする。
- (1) 不良行為をしている少年の発見現場における措置 不良行為の中止及び所持が不相当と認められる物件の廃棄等に係る注意又は助言
  - (2) 要保護者の発見現場における措置 要保護者の保護、交番、警察署その他適当と認める施設への搬送等

- 4 地域警察官は、第1項から前項までに掲げる措置を執るときは、地域警察幹部(宿直長及び日直長を含む。)又は事案に係る業務を所管する課の幹部に報告しなければならない。
- 5 地域警察官は、第1項から第3項までに掲げる措置を執ったときは、当該措置に関する必要な書類を作成しなければならない。
- 6 第1項第3号に掲げる措置を執る場合であって交通法令違反者に交番その他の警察施設に同行又は出頭を求めるときは、地域警察幹部又は交通指導取締り業務を所管する警察署の幹部の指示を受けて行うものとする。
- 7 地域警察官は、現場に臨場した事件又は事故を所管する専務員に状況を報告するとともに、関係書類等を引き継ぐものとする。
- 8 警察署長(以下「署長」という。)は、警察署の実情に応じ、事件又は事故の初動的な措置の範囲を変更することができるものとする。

(勤務制)

第4条 地域警察官の勤務制は、次に定めるとおりとする。

(1) 交替制勤務

当番、非番、日勤及び週休日を組み合わせて、勤務員を交替させながら常時警戒体制を保持する三交替制又は四交替制による勤務

(2) 日勤制勤務

ア 通常勤務

警察職員の勤務制、勤務時間等に関する規程(平成4年岡山県警察訓令第16号)第3条第1項に規定する勤務

イ 毎日勤務

毎日一定時間おおむね昼間に活動し、勤務を要しない日を指定される勤務

(3) 駐在制勤務

駐在所の施設に居住して、前号イにより活動する勤務

(勤務制の指定)

第5条 地域警察の活動単位ごとの勤務制については、別に定める。ただし、個々の地域警察官の一身上の事情による勤務制の変更は、地域部地域課長(以下「本部地域課長」という。)、地域部機動警ら隊長(以下「機動警ら隊長」という。)及び署長が承認することができるものとするが、変更期間が1か月以上に及ぶ場合は、理由を付して警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

2 本部地域課長及び署長等(署長及び機動警ら隊長をいう。以下同じ。)は、前項により定められた活動単位ごとの勤務制に変更の必要が生じた場合は、理由を付して本部長に報告し、その承認を得て変更するものとする。

第2章 運営及び勤務の基準

(地域部長等の責務)

第 6 条 地域部長は、地域警察の運営を掌理するものとする。

2 本部地域課長は、地域警察の運営について企画、調整及び指導教養を行うものとする。

3 警察本部の地域部以外の所属長は、その所管業務に関する指導教養を地域警察官に行うものとする。ただし、地域警察活動に影響を及ぼすような施策を実施しようとする場合は、あらかじめ本部地域課長に協議しなければならない。

(基本計画)

第 7 条 署長は地域警察の効率的な運営を図るため、次に掲げる事項を内容とする基本計画を定めるものとする。ただし、第 1 号から第 3 号に掲げるものについては、本部長の承認を得なければならない。

(1) 交番、駐在所及び署所在地(以下「交番等」という。)ごとの人員配置

(2) 規則第 16 条の 2 第 1 項に規定する交番所長及び規則第 21 条の 2 第 2 項に規定するブロックの統括責任者(以下「ブロック交番所長」という。)を配置する交番

(3) 交番等のブロック編成

(4) 所管区ごとの警ら区及び警ら要点

(5) 所管区ごとの受持区の区分

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域警察運営を行う上において必要な基本的事項(月間運営計画)

第 8 条 署長は、地域警察運営を計画的に行うために、次に掲げる事項を内容とする月間運営計画を定めなければならない。

(1) 活動重点及び指導重点

(2) 日別の実働人員

(3) 地域警察幹部会議等の行事

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域警察運営に必要な事項

(勤務時間等)

第 9 条 警察職員の勤務制、勤務時間等に関する規程第 3 条第 1 項に基づく地域警察官の勤務制、勤務時間等(日勤制勤務のうち、通常勤務を除く。)は、別表第 1 のとおりとする。ただし、本部地域課長、機動警ら隊長又は署長が運用上必要があると認めるときは、勤務日及び勤務員名を明らかにして、勤務開始時刻及び勤務終了時刻を変更して勤務することを命ずることができる。

(勤務日の指定)

第 10 条 本部地域課長及び署長等は、次に定める基準により、地域警察官の勤務日の指定を行うものとする。

(1) 三交替制勤務にあっては、12 週間につき第 1 当番日 28 回及び日勤日 4 回とする。ただし、必要がある場合は、第 1 当番日に替えて第 2 当番日及び日勤日を組み合わせることができる。

(2) 四交替制勤務にあつては、4週間につき第1当番日7回及び日勤日6回とする。  
ただし、必要がある場合は、第1当番日に替えて第2当番日及び日勤日を組み入れることができる。

(3) 毎日勤務にあつては、4週間につき日勤日20回とする。

(週休日の指定)

第11条 本部地域課長及び署長等は、次に定める基準により、地域警察官に週休日を指定しなければならない。ただし、業務運営上必要によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1) 三交替制勤務にあつては、12週間につき週休日24回

(2) 四交替制勤務及び毎日勤務にあつては、4週間につき週休日8回

2 本部地域課長及び署長等は、前項に定める週休日の指定に当たっては、業務運営に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。

(指定の方法)

第11条の2 前2条の勤務日及び週休日の指定については、勤務計画表(様式第1号)により策定するものとする。

(勤務方法別の勤務時間の基準)

第12条 地域警察官の勤務方法別の勤務時間の基準は、別表第2から別表第5までのおりとする。ただし、第9条ただし書の規定による変更を命ぜられた地域警察官及び岡山県警察署処務規程(昭和39年岡山県警察訓令第24号)第39条の規定により補勤を命ぜられた所管区における勤務方法別の勤務時間の基準は、本部地域課長、機動警ら隊長又は署長が定めるものとする。

(勤務例の策定)

第13条 署長等は、前条に定める勤務方法別の勤務時間の基準に従い、次に定める事項に留意して活動単位ごとに勤務例を策定するものとする。

なお、勤務例は地域警察活動の効果を上げるため、主たる活動区域及び所管区の実態、季節等の変化に応じて、随時、見直しを図るものとする。

(1) 1日当たりの正規の勤務時間は、7時間45分とする。

(2) 当番勤務日における夜間の連続休憩時間は、5時間以下とする。

2 日勤制勤務の交番及び署所在地並びに駐在所の勤務例の策定に当たっては、所管区内の治安情勢を踏まえた夜警らを実施させるため、夜警らを設定した勤務例も策定するものとする。

(勤務変更)

第14条 地域警察官は、規則第11条第4項に規定する勤務変更をするときは、警察署にあつては交番所長、ブロック交番所長又は本署の地域警察幹部(宿直長及び日直長を含む。)を経て署長に、機動警ら隊にあつては方面隊長又は方面隊の地域警察幹部を経て機動警ら隊長に、それぞれ報告するものとする。

### 第3章 指揮監督及び指導教養

#### (幹部会議)

第15条 署長等は効果的な地域警察運営を行うため、地域警察幹部による会議を少なくとも毎月1回以上開催するものとする。

2 前項の会議を開催したときは、必要な事項を会議録(様式第2号)に記録しておくものとする。

#### (点検、指示等)

第16条 署長等は、地域警察官に対する服装及び携帯品の点検、指示、教養訓練等を招集日に行うほか、毎朝、本署又は方面隊において行うものとする。ただし、全勤務員を招集する必要があるときは、活動単位ごとの責任者を通じて行うことができる。

2 指示等は、第8条に定める月間運営計画を踏まえて、当日実施しなければならない事項、留意事項等を系統的かつ簡潔に行うものとする。

#### (地域警察幹部等の職務)

第17条 地域警察幹部は、規則第10条第1項に規定する事項のほか、署長等から命じられた職務に当たるものとする。

2 地域警察幹部以外の警察署の幹部は、規則第10条第2項に規定する事項のほか、宿直長又は日直長の勤務に従事する場合において、本署の地域課長及び本署配置の地域警察の係長が不在のときは、地域警察運営において必要な指揮監督に当たらなければならない。

#### (指導監督)

第18条 地域警察官に対する指導監督は、同行、面接、電話等の方法によるものとする。ただし、係長以上の幹部、交番所長及びブロック交番所長は、指導監督した内容のうち必要な事項については、指導日誌(様式第3号)に記録し、警察署にあっては本署の地域課長を経て署長に、機動警ら隊にあっては方面隊長を経て機動警ら隊長に、それぞれ報告するものとする。

2 署長は、地域警察幹部以外の幹部のうち、必要があるものには指導監督の責任を免除することができる。

#### (巡視)

第19条 署長は、交番等を巡回することによる前条の指導監督(以下「巡視」という。)を行うとともに、本署の係長以上の幹部(以下「巡視幹部」という。)にこれを行わせるものとする。

2 署長は、巡視計画表(様式第4号)を活用して、巡視幹部による巡視を計画的かつ効果的に行わせるとともに、その推進状況の管理を副署長又は地域安全官に行わせるものとする。

3 署長は、すべての交番等に対して、いずれかの巡視幹部により毎月1回以上の巡視を行わせるものとする。

4 署長及び巡視幹部は、巡視による指導等の内容のうち、口頭で伝達できない事項及び結果を確認する必要がある事項については、交番等備付簿冊取扱規程(平成13年岡山県警察訓令第34号)第10条に規定する指導簿を作成しておくものとする。

(巡回業務指導)

第19条の2 本部地域課長は、地域警察の効果的な運営を推進するため、地域部地域課(以下「本部地域課」という。)に配置された警察官に、警察署及び交番等を巡回することによる業務指導(以下「巡回業務指導」という。)を行わせるものとする。

2 巡回業務指導を行うため、本部地域課に地域巡回業務指導官を置き、地域部地域指導官及び同課指導業務担当課長補佐をもって充てるものとする。

3 地域巡回業務指導官は、必要に応じて、警察署における地域警察部門の会議に出席し、指示、指導等を行うことができるものとする。

4 本部地域課長は、巡回業務指導により把握した事項のうち、改善等を要すると認められる事項については、巡回業務指導結果通知書(様式第5号)により当該署長に通知するものとする。

5 巡回業務指導結果通知書を受理した警察署長は、速やかに当該通知に係る事項について適切な措置を講じるとともに、その措置内容を措置状況報告書(様式第6号)により報告するものとする。

#### 第4章 地域警察運営

(地域警察官の勤務区分)

第20条 地域警察官の勤務区分は、規則第5条第1項に規定する通常基本勤務及び同条第2項に規定する特別な活動を行うための地域警察勤務(以下「特別勤務」という。)並びに他部門の人員不足を補うため、他部門の幹部の指揮監督下において自己の所管区に関係なく行われる勤務(以下「転用勤務」という。)とする。

2 署長等は、地域警察官を10日以上連続して転用勤務に従事させる場合は、あらかじめ本部長の承認を得なければならない。

(勤務要領)

第21条 地域警察官は、通常基本勤務を行う場合は配置された勤務場所において勤務例に従い、勤務及び休憩を行わなければならない。ただし、警部の階級にある交番所長にあつては、勤務例に拘束されないものとする。

(活動実態の記録)

第22条 署長等は、活動実態表(様式第7号)により、毎日の地域警察官の活動実態を記録するものとする。

2 地域警察官は、勤務日における事件、事故等の取扱い及び活動内容の要点を活動記録簿(様式第8号)に記録しておかなければならない。

3 署長等は、地域警察官が取り扱った事件、事故等のうち、犯罪検挙の実績については、地域警察官による犯人検挙報告書(様式第9号)に記録するとともに、本部長に報告するものとする。

(執務基礎資料)

第22条の2 所管区勤務員は、所管区内において規則第2条に規定する任務を遂行するために必要な基礎資料を収集し、記録して執務に活用するものとする。

(勤務交替時の引継ぎ)

第23条 勤務交替時の引継ぎは、原則として配置された勤務場所において相互に面接して行うものとする。

(勤務中の留意事項)

第24条 地域警察官は、次に掲げる事項について常に留意しておかなければならない。

- (1) 諸法令の研究に努め、実務能力の向上を図ること。
- (2) 人権を尊重し、職権を乱用しないこと。
- (3) 言動に注意し、公正妥当な取扱いを期すること。
- (4) 親切丁寧な応接を旨とし、市民の理解と協力の確保に努めること。
- (5) 相手方を傷つけ、不注意により受傷する等の事故を起こさないようにすること。
- (6) 勤務場所を不在にするときは、不在中に訪れた市民の便宜を図るため、必要な措置を講じておくこと。

(警棒の把持)

第25条 地域警察官は、危険が予測される場合及び夜間(日没から日の出までをいう。)における街頭活動に当たっては、警棒を把持しておくものとする。ただし、車両に乗車している場合は、この限りでない。

(勤務環境の整備等)

第26条 地域警察官は、交番等の施設内外の整理並びに施設及び備品の適正な保管管理に努めるとともに、火災防止については万全の注意を払わなければならない。

(所管区等の変更)

第27条 署長は、次に掲げる各所管区の状況に留意するとともに、交番、署所在地及び駐在所の名称又は位置の変更、新設、統廃合等の必要が生じたときは、その理由を付して本部長に報告しなければならない。

- (1) 行政区画の変更
- (2) 人口の変動
- (3) 治安事象の変動
- (4) 市街地構成の変動
- (5) 道路、駅等の新設又は廃止
- (6) 官公署、大規模工場、団地等の新設又は廃止
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域情勢の変化



(勤務員の適正配置)

第 28 条 署長は、特に理由がない限り所管区勤務員の短期間内での配置換えを抑止するように配意しなければならない。

(交番所長等)

第 29 条 交番所長及びブロック交番所長を配置する交番は、別に定める。

2 交番所長及びブロック交番所長は、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てるものとする。

3 交番所長及びブロック交番所長が不在の場合は、本署の地域警察幹部がその職務を代行するものとする。

(班長等)

第 30 条 署長は、規則第 16 条の 2 第 2 項に規定する班長を、すべての交番の交替勤務ごとに指定するものとする。

2 署長は、交番所長及びブロック交番所長を配置しない交番には、それに代わる責任者として総括班長を指定しておくものとする。

(警ら区及び警ら要点)

第 31 条 署長は、必要により交番等の所管区を分割して警ら区を設けることができる。

なお、特に重要な警ら区については、複数所管区の共同警ら区として指定することができる。

2 警ら区は、所管区ごとに一連番号を付して呼称するものとする。

3 警ら区内の特に警戒を要する施設、場所等は、警ら要点として定めるものとする。

(警ら回数及び警ら箱の設置)

第 32 条 署長は、警ら要点に警ら箱を設置し、警ら要点ごとに 1 か月当たりの警ら回数の基準を定めておくものとする。また、必要と認める場合は、臨時に警ら要点を定め、警ら箱を設置することができる。

2 署長は、警ら要点及び警ら回数について、常に検討を加え、変更又は増減を行う等警らの効果を高めるように配意するものとする。

3 署長は次表の区分により、犯罪及び交通事故の発生、重要防護対象等の状況に応じ、昼夜間別の警ら回数の基準を定めるものとする。

区分	1、2、11、12 月	3、4、9、10 月	5、6、7、8 月
昼間	自 5 : 30 至 17 : 30	自 4 : 30 至 18 : 30	自 4 : 30 至 19 : 30
夜間	自 17 : 30 至 5 : 30	自 18 : 30 至 4 : 30	自 19 : 30 至 4 : 30

4 警ら箱には、必要により名称を付して警ら表(様式第 10 号)を備え、警らを実施したときは、警ら表に実施者名を明らかにしておくものとする。

5 巡視幹部が警ら要点を巡視したときは、警ら表の巡視欄に時刻を記入し、巡視幹部名を明らかにしておくものとする。

6 所管区勤務員は、毎月、最初の警ら時に警ら表を取り替え、前月分の警ら要点に対する警ら実施結果を地域課長に報告しなければならない。

(巡回連絡)

第 33 条 巡回連絡の実施要領は、別に定める。

(管内略図)

第 34 条 交番及び駐在所の施設内には、地理案内等の執務の参考とするため、道路、軌道、河川、官公署、病院等の目標となるものを記載した管内略図を掲示しておくものとする。

2 管内略図は、来訪者から見やすく、かつ、危害防止に適した場所を選んで掲示するように配慮しなければならない。

(備付簿冊)

第 35 条 交番等に備え付ける簿冊は、別に定める。

(臨時交番の設置)

第 36 条 署長は、次に掲げる場合は、本部長の承認を得て臨時交番を設置することができる。

(1) 住宅団地等の造成により人口が急増し、将来、交番等の設置が必要と認められるとき。

(2) 大規模な行事、土木工事等により、一時的に人口が急増し、警戒警備が必要と認められるとき。

(3) 季節により、観光客等が一時的に集中するとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、警察事象が多発し、特に臨時交番の設置が必要と認められるとき。

2 臨時交番の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、当該臨時交番を管轄する署長が定めるものとする。

(警備派出所の運用)

第 37 条 警備派出所の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、当該警備派出所を管轄する署長が定めるものとする。

(移動交番車の運用)

第 38 条 移動交番車の運用に関する事項は、別に定める。

(警ら用無線自動車の運用)

第 39 条 規則第 24 条に規定する警ら用無線自動車の運用に関する事項は、規則及びこの規程に定めがあるもののほか、別に定める。

第 40 条 削除

第 5 章 施設等の表示

(交番等の名称の表示等)

第 41 条 規則第 7 条第 2 項に規定する交番等の名称の表示は、次のとおりとする。

- (1) 交番等 ○○警察署○○(臨時)交番(駐在所)
- (2) 警備派出所 ○○警察署○○幹部(警備)派出所

2 施設が主要道路に面していない交番等にあつては、所在が分かるように道路案内板を設置するように努めるものとする。

(警ら用無線自動車の名称等の表示)

第 42 条 規則第 7 条第 3 項に規定する警ら用無線自動車の名称等の表示は、次のとおりとする。

- (1) 塗装は、車体の上部を白色とし、下部を黒色とする。
- (2) 名称の表示は、「岡山県警察」とする。

#### 第 6 章 補則

(文書の保存)

第 43 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
勤務計画表	機動警ら隊及び警察署	1 年
会議録	機動警ら隊及び警察署	1 年
指導日誌	機動警ら隊及び警察署	1 年
巡視計画表	警察署	1 年
巡回業務指導結果通知書	警察署	3 年
措置状況報告書	本部地域課	3 年
活動実態表	機動警ら隊及び警察署	1 年
活動記録簿	機動警ら隊及び警察署	1 年
地域警察官による犯人検挙報告書	機動警ら隊、警察署及び本部地域課	1 年
警ら表	警察署	1 年

(署長等への委任)

第 44 条 この規程の施行に必要な細部事項は、署長等が定める。この場合において、署長等は本部地域課長に協議しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 7 日警察訓令第 21 号)

この訓令は、平成 6 年 12 月 7 日から施行する。

附 則(平成 10 年 1 月 27 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 21 日警察訓令第 14 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 13 年 3 月 12 日警察訓令第 8 号)

この訓令〔中略〕の規定は同月〔平成 13 年 3 月〕23 日から〔中略〕施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 2 日警察訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 11 月 20 日警察訓令第 34 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 8 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 17 年 3 月 23 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令〔中略〕は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日警察訓令第 10 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 9 日警察訓令第 18 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 9 日警察訓令第 7 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日警察訓令第 25 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 12 日警察訓令第 33 号)

この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 15 日警察訓令第 20 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の第 42 条第 2 号の規定により警ら用無線自動車にしている名称の表示については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

[略]

附 則(令和 4 年 3 月 28 日警察訓令第 20 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 27 日警察訓令第 33 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 20 日警察訓令第 50 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 7 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 7 日警察訓令第 62 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 9 条関係)

勤務区分		勤務時間			
勤務制	勤務日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間
交替制	第 1 当番日	1)	翌日	15 時間 30 分	8 時間 30 分

		8 : 30	8 : 30			
		2)	翌日			
		9 : 30	9 : 30			
			3)	翌日		4 時間 30 分
			13 : 30	9 : 30		
			1)	翌日		
	第 2 当番日		17 : 15	8 : 30	7 時間 45 分	7 時間 30 分
			2)	翌日		
			18 : 15	9 : 30		
日勤日		1)	17 : 15	7 時間 45 分	1 時間	
		8 : 30	18 : 15			
		2)	21 : 15			
		9 : 30				
		3)				
		12 : 30				
日勤制 (毎日勤務)	日勤日	1)	17 : 15	7 時間 45 分	1 時間	
		8 : 30	18 : 15			
		2)				
		9 : 30				
駐在制	原則として毎日勤務に準ずる。					

別表第 2 (第 12 条関係)

交番勤務 (署所在地勤務を含む。)

勤務日	時間	勤務方法別の勤務時間					計	休憩時間
		立番	見張	在所	警ら	巡回連絡		
第 1 当番日	A	1 時間 ～	1 時間 ～	3 時間 ～	5 時間 ～	2 時間 ～	15 時間 30 分	8 時間 30 分
	B	2 時間	2 時間	6 時間 ～	9 時間 ～	4 時間 ～		
第 2 当番日	A	1 時間		3 時間 ～	6 時間 ～	2 時間 ～	7 時間 45 分	7 時間 30 分
	B			4 時間 ～	5 時間 ～	4 時間 ～		
日勤日	A	1 時間		2 時間 ～	3 時間 ～	2 時間以上	7 時間 45 分	1 時間
	B			3 時間 ～	4 時間 ～			

	B		1 時間 ～ 3 時間	2 時間 ～ 5 時間	2 時間以上	7 時間 45 分	1 時間
--	---	--	-------------------	-------------------	--------	-----------	------

注： A 欄は市街地の交番について、B 欄は立番及び見張りの効果の低い農村地域等の交番について適用する。

別表第 3(第 12 条関係)

駐在所勤務

時間 ＼ 勤務日	勤務方法別の勤務時間			計	休憩時間
	在所	警ら	巡回連絡		
日勤日	1 時間～3 時間	2 時間～5 時間	2 時間～4 時間	7 時間 45 分	1 時間

別表第 4(第 12 条関係)

警ら用無線自動車勤務

時間 ＼ 勤務日	勤務方法別の勤務時間		計	休憩時間
	機動警ら	待機		
第 1 当番日	10 時間～13 時間	3 時間～6 時間	15 時間 30 分	8 時間 30 分
	10 時間～15 時間	1 時間～5 時間	15 時間 30 分	4 時間 30 分
第 2 当番日	4 時間～7 時間	1 時間～4 時間	7 時間 45 分	7 時間 30 分
日勤日	4 時間～7 時間	1 時間～4 時間	7 時間 45 分	1 時間

別表第 5(第 12 条関係)

警備派出所勤務

時間 ＼ 勤務日	勤務方法別の勤務時間					計	休憩時間
	警戒警備	立番	見張	在所	警ら		
日勤日	2 時間 ～ 4 時間	1 時間 ～ 2 時間	1 時間	1 時間 ～ 2 時間	1 時間 ～ 2 時間	7 時間 45 分	1 時間